

2019年3月18日（月）
全日本コーヒー公正取引協議会

輸入インスタントコーヒーの表示についてのお知らせ

インスタントコーヒーを輸入し、当該原体（粉末及び粒状のものを想定）を、自社工場及び委託工場において処理を行い、小売用（業務用含む）として瓶や袋等に包装している製品の表示は以下に従って、行ってください。

1. 輸入したインスタントコーヒーを、篩による異物等の除去や粒度調整を行った時、又はこの処理を行う時、粉末の飛散を防止するため加工助剤としてコーヒー油等の噴霧を行った時は、輸入品としてインスタントコーヒーの原産国及び公正競争規約に基づきコーヒー生豆生産国名を一括表示枠内に記載してください。
2. 輸入した複数のインスタントコーヒーを用いて国内でブレンドを行った時は、輸入品ではなくなるためインスタントコーヒーの原産国名を記載する必要はありませんが、公正競争規約に基づきコーヒー生豆生産国名は一括表示枠内に記載してください。（コーヒー生豆生産国名を表示していれば、新たな原料原産地表示制度に基づく表示を兼ねることができます。）
3. 上記対応は2020年3月末までをお願いいたします。

(参考)

(問)

1. バルクで輸入したインスタントコーヒーを篩にかけ異物除去や粒度調整後、小売用（業務用含む）として容器包装に詰め替えた時の一括表示はどのようなになるのですか。
2. バルクで輸入した複数のインスタントコーヒーを、ブレンドし小売用（業務用含む）として容器包装に詰め替えた時の一括表示はどのようなになるのですか。

(答)

1 について

篩による異物除去や粒度調整を行う行為は加工に相当し、製造行為とはみなされません。また、篩かけ時、コーヒー粉末の飛散防止のため加工助剤としてコーヒー油を使用した場合も加工行為とみなされます。加工行為を行っているので、小分けをした事業者が表示責任者になる場合の事項名は「加工者」となります。また、最終的な衛生状態を変化させた場所（加工所）の事項名は「加工者」又は「加工所」と表示します。

篩かけや異物除去など上記の加工行為のみを行った時は輸入品として、一括表示欄には、インスタントコーヒーの原産国の記載が必要です。加えて、コーヒー生豆生産国名も記載してください。

一括表示は以下ようになります。

- (1) 品名又は名称
- (2) 原材料名（生豆生産国名を含む。）
- (3) 内容量
- (4) 賞味期限
- (5) 保存方法
- (6) 使用上の注意
- (7) **原産国名**
- (8) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (9) **加工所**の所在地及び**加工者**の氏名又は名称

(注)

1. 受託して加工を行い、表示責任者の委託者名を一括表示枠内に記載する場合は、委託者は通常「販売者」として記載し、受託者は最終的に衛生状態を変化させた加工所として通常枠外下に「加工者」として記載されます。
2. 「栄養成分の量及び熱量」は、コーヒーについては、栄養の供給源としての

寄与の程度が小さいため、省略可能ですが、「栄養成分の量及び熱量」及び「これ以外の成分量」を記載する場合は、一括表示とは別に表示枠を設けて記載します。

2について

バルクで輸入した複数のインスタントコーヒーをブレンドする行為は、新たな味のコーヒーを創造しますので、製造行為と位置付けます。この場合、ブレンドをした者は製造者となり、表示責任者となる場合の事項名は「製造者」となります。また、最終的な衛生状態を変化させた場所（製造所）の事項名は「製造者」又は「製造所」と表示します。ブレンドして製造した製品は輸入品ではないため原産国表示は必要ありませんが、生豆生産国の表示は必要となります。

一括表示は以下のようになります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 品名又は名称(2) 原材料名（生豆生産国名を含む。）(3) 内容量(4) 賞味期限(5) 保存方法(6) 使用上の注意(7) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地(8) 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称 |
|--|

(注)

「栄養成分の量及び熱量」は、コーヒーについては、栄養の供給源としての寄与の程度が小さいため、省略可能ですが、「栄養成分の量及び熱量」及び「これ以外の成分量」を記載する場合は、一括表示枠とは別に表示枠を設けて記載します。